



島根県報

平成24年2月17日（金）

第2,367号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (中 小 企 業 課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (") 3

島根県立出雲高等技術校寄宿舎及び島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (雇 用 政 策 課) 4

【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 4

告 示**島根県告示第83号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

イオンタウン大田 大田市長久町土江字八石646番地2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更した事項**ア 大規模小売店舗の名称**

(変更前) ロックショッピングセンター大田

(変更後) イオンタウン大田

イ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(変更前) ロック開発株式会社 代表取締役 大門 淳

東京都千代田区神田佐久間河岸67番

(変更後) イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(4) 変更の年月日

平成23年 9月 1日

2 届出年月日

平成24年 2月 2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第84号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

生鮮食品おだ斐川店 出雲市斐川町黒目534番地外5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）3箇所 （出入口1：入口専用、出入口2：出入口、出入口3：左折出口専用）

（変更後）2箇所 （出入口2：出入口、出入口3：左折出口専用）

(4) 変更の年月日

平成24年8月23日

2 届出年月日

平成24年2月3日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第85号

平成23年島根県告示第671号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成24年2月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら山代店 松江市山代町字中曾根808-6外5筆

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点について十分配慮すること。

ア 大庭地区自治協会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないように努めること。また、開店後は周辺地域からの苦情に対して適切に対処すること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないよう努めること。

ウ 早朝、深夜の作業及び空調機器の騒音防止に配慮し、苦情があった場合は、事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して適正な処理を行い、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第86号

島根県立出雲高等技術校寄宿舎及び島根県立東部高等技術校寄宿舎の給食業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成18年島根県告示第138号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

題名及び第1条中「島根県立出雲高等技術校寄宿舎及び」を削る。

様式第1号中「島根県立出雲高等技術校寄宿舎及び」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

様式第4号中「出雲高等技術校及び」を削る。

附 則

この告示は、平成24年2月17日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
仁摩都市計画ごみ処理場
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課